

令和 7 年度ふじみ野市障がい者優先調達方針

令和 7 年 5 月 2 8 日策定

1 趣旨

この調達方針は、障害者優先調達推進法第 9 条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために定める。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本市が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

① 障がい者の雇用者数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合が 30% 以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達目標

令和7年度調達目標を次のとおり設定する。

目標額 7,000,000円

5 調達の推進

ふじみ野市契約規則（平成17年ふじみ野市規則第60号）第17条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

調達方針については作成後に、調達実績については会計年度終了後にそれぞれ市ホームページ等により速やかに公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、福祉部障がい福祉課とする。